

WOOD コレクション実行委員会契約事務規則

(目的)

第 1 条 この規則は WOOD コレクション実行委員会（以下「委員会」という。）の契約事務について、WOOD コレクション財務規程（令和 5 年 4 月 3 日付 5 木実委第 2 号）（以下「財務規程」という。）に定めのない事項について別に定めることにより、もって委員会の契約事務を適切に処理することを目的とする。

(通則)

第 2 条 委員会が締結する売買、貸借その他の契約に関する事務に関しては、財務規程その他定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(競争入札参加資格)

第 3 条 財務規程第 14 条に定める競争入札に参加しようとするものの資格については、東京都における「物品買入れ等競争入札参加資格」を有する者又はこれまでに WOOD コレクション（モクコレ）若しくは WOOD コレクション「JAPAN ReWOOD」に関する業務を受託したことがある者であること。

2 前項に定める「物品買入れ等競争入札参加資格」については、必要に応じて「営業種目」、「取扱品目」及び「等級」を指定することができる。

(競争入札参加者の制限)

第 4 条 前条の有資格者が次の各号に該当すると認められるに至ったときは、その事実があった後 2 年間、競争入札に参加させてはならない。これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(競争入札の方法)

第5条 競争入札の方法は、希望制指名競争入札によるものとする。

(入札の告知)

第6条 希望制指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、次に掲げる事項について、原則として、その入札期日の前日から起算して10日前までに公表しなければならない。ただし、急を要する場合においては、法令に特別の規定がある場合を除くほか、その入札期日の前日から起算して5日前までとすることができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札に必要な事項

(入札参加者の指名)

第7条 入札参加者の指名は財務規程第16条に定めるところによる。

2 前項の定めにより指名した者が、開札までの間に暴力団関係者等と判明した場合は、当該指名を取り消すものとする。

(入札の通知)

第8条 競争入札に付そうとするときは、第7条により選定した者に書面その他の方法により、入札の通知をしなければならない。

2 前項に規定する通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) 入札保証金免除に関する事項
- (5) その他必要な事項

(予定価格)

第9条 競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争入札に付する事項に関する仕様書等によって予定価格を定め、その価格を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際これを開札場所におかなければならない。

2 前項に定める予定価格調書は、東京都契約事務規則に定める別記第1号様式を準用する。

(予定価格の設定方法)

第 10 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についての予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札保証金)

第 11 条 競争入札により契約を締結しようとする場合においては、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 3 以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社とその間に委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 希望制競争入札に付する場合において、その必要がないと認めるとき。

(入札保証金の返還)

第 11 条の 2 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金の納付後、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第 11 条の 3 入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付さないものとする。

(入札保証金の没収)

第 11 条の 4 入札保証金を納付した場合で、落札者が契約に応じないときには、当該落札者が納付した入札保証金は、委員会に帰属するものとする。

(開 札)

第 12 条 開札は、第 8 条の規定による通知で示した場所及び日時に入札書が提出されたことを確認した後、開札を行う。

(入札の無効)

第 13 条 入札参加者の入札が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効としなければならない。

- (1) 入札書に金額の記載がないもの、又は金額が訂正してあるもの
- (2) 入札者の記名又は押印がないもの
- (3) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明確なもの
- (4) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判断できないもの又はその後発のもの
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたものに係る入札
- (6) 前各号に掲げるときのほか、委員会の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないもの

(入札無効理由の開示)

第13条の2 入札を無効とする場合においては、入札者に対し、その理由を明示して当該入札が無効である旨を知らせなければならない。

(入札者がいない場合)

第14条 入札者がいない場合には、財務規程第16条に定める随意契約によるものとする。

(再度入札)

第15条 開札をした場合において、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札をすることができる。

2 前項による再度の入札を行うときは、当初の入札に参加しなかった者、及び第13条の規定により入札を無効とされた者を参加させてはならない。

3 第1項による再度の入札を行うときは、当初の入札条件を変更してはならない。

(落札者の決定)

第16条 予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、開札をした場合において落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

2 前項の落札者が契約を締結しないとき、又は契約を履行しないときは、予定価格の制限の範囲内において次順位者を落札者とすることができる。

(落札決定の取り消し)

第16条の2 前条の規定による入札の結果、落札決定された者が契約締結までの間に暴力団関係者等と判明したときは、当該落札決定を取り消すものとする。

(入札結果の通知)

第17条 開札の結果、落札者が決定したときはその者の氏名及び落札となった金額を、落

札者がいないときはその旨を入札者全員に知らせなければならない。

(入札経過調書の作成)

第 18 条 契約担当者等は、開札した場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

2 前項に定める入札経過調書は、東京都契約事務規則に定める別記第 2 号様式を準用する。

(随意契約の手続)

第 19 条 財務規程第 16 条により随意契約を締結しようとするときは、見積経過調書を作成し、見積書その他の書類とともに保存しなければならない。

2 前項に定める見積経過調書は、東京都契約事務規則に定める別記第 2 号様式の 3 を準用する。

(契約の締結)

第 20 条 財務規程第 17 条に規定する契約書については、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的 (件名)
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払または受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における延滞利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 契約担当者等は、前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

3 前項の場合において、記名押印が完了したときは、当該契約書の一通を当該契約の相手方に送付するものとする。

(契約の解除)

第 20 条の 2 契約の相手方が次の各号に該当する者と判明した場合は、契約を解除することができる。

- (1) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者であることが明らかな者
- (2) 東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）

(標準契約書)

第 21 条 事務局長は前条の規定による契約書に関し、その標準となるべき書式を標準契約書に定めるものとする。

2 前項に定める標準契約書は、東京都契約事務規則第 37 条第 1 項に基づき東京都財務局長が定めた書式を準用する。

(請書)

第 22 条 財務規程第 17 条第 2 項に基づき契約書の作成を省略する場合において、徴する請書は東京都契約事務規則に定める別記第 3 号様式から別記第 7 号様式の 7 までを準用する。

(契約保証金)

第 23 条 契約を締結する場合においては、契約の相手方をして契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社とその間に委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第 5 条の規定による競争入札に付する場合において、その必要がないと認めるとき。
- (3) 競争入札以外の契約による場合において、その必要がないと認めるとき。

(入札保証金の充当)

第 23 条の 2 落札者は、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充当することができる。

(契約保証金に対する利息)

第 24 条 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。

(契約保証金の帰属)

第 25 条 契約の不履行により契約を解除したときは、その契約保証金は委員会に帰属するものとする。

(支払の時期)

第 26 条 契約の相手方から適法な支払請求を受理した日から 30 日以内に支払うことを約定しなければならない。

2 契約の性質上前項によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、特別の期間を約定することができる。

附則

この規則は令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附則

この規則は令和 6 年 2 月 20 日から適用する。

附則

この規則は令和 6 年 9 月 19 日から適用する。